

新規指定申請の流れについて

1 指定申請のスケジュール

申請書類等の受付方法は原則として郵送です。指定申請のスケジュールは、以下のとおりですので期限内に必要な手続を行ってください（厳守）。

日 程	手 続
指定希望日の3か月前の末日まで 【例】令和6年2月29日（木）まで	電話連絡の上、平面図の提出（郵送） （訪問・相談サービスは電話連絡のみ）
指定希望日の前々月の1日～末日（受付期間） 【例】令和6年3月1日（金）～29日（金）	申請書類の提出（郵送） （期間内に書類の補正が完了したもののみ受理）
指定希望日（1日付） 【例】令和6年5月1日	事業開始

受付期間内に申請書類を受付けた場合でも、書類の不備や事業所の設備状況等によっては、一月単位での延期又は指定不可になります。補正に要する時間を考慮した手続をお願いします。
上記締日が土日祝日の場合はその前日となります。

2 留意事項

- (1) 平面図を提出する際には平面図事前送付票も提出してください。
- (2) 訪問・相談サービスについては平面図の提出を不要としますが、必ず事前に電話連絡をしてください。
- (3) 申請書類は、「指定申請書類チェックシート」にて必ず確認を済ませてから提出してください。
- (4) 申請書類一式の写しを保管してください。原則として受付けた書類は返却しません。
- (5) 書類の補正が必要な場合は、原則として受付期間内に書類の補正が完了したもののみ受理します。
記入漏れや書類の不備・不足がある場合、指定希望日の指定はできません。
- (6) 受付期間内に受理した書類について、指定希望日の前月に補正審査や必要に応じ現地調査等を行い、基準を満たすことが確認できた事業所へ指定希望日の前月下旬に指定書を発送します。
- (7) 障害福祉サービス事業所等の指定申請には、事業に使用する建物が当該サービスを提供するために、建築基準法、都市計画法、消防法等の諸法令に基づく基準を満たしている必要があります。申請者の責任において、それぞれの所管部署への確認や届出を必ず行ってください。

3 指定の要件（基準）について

指定事業者・施設になるためには、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」「児童福祉法」及び市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たさなければなりません。

例えば ・ 申請者が法人であること

- ・ 法人の定款等の目的に障害福祉サービスや障害児通所支援事業所を行う旨を位置付けること
指定を受けようとするサービスが正しく定款に位置付けられていないと指定できませんので、
障害福祉情報サービスかながわに掲載の「定款の記載例」を必ず参照してください。

- ・ 基準に規定されている必要な人員、設備を備えること

「基準を知りたい」というお問い合わせはお受けしかねます。基準等の内容をご自身で十分確認し、また、不明な点をご自身でよく調べるなどして十分理解してください。

基準の確認方法・・・「障害者総合支援六法」「児童福祉六法」「障害者総合支援法 事業者ハンドブック」等の一般の書籍や「基準条例」などで確認してください。

【定款の記載例・基準条例・申請書類等に関する掲載場所】

障害福祉情報サービスかながわ > 書式ライブラリ > 4 . 相模原市からのお知らせ

【申請書類等の提出先】

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 福祉基盤課 障害指定・指導班 宛

郵送の際は、封筒に「(指定申請するサービス名)新規指定申請書類 在中」と記載してください。

電話番号及び担当者名を明記した書類（名刺でも可）を同封してください。

【連絡先】

電話：042-769-1394（直通） F A X：042-759-4395